

51	保健医療局・福祉局	自殺対策の総合的な推進
事業概要	自殺は、個人的な問題として捉えられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることから、自殺対策は社会的取組が必要である。 □そのため、都は、保健、医療、福祉、教育、産業など様々な分野の関係機関・団体と連携しつつ、総合的な自殺対策を推進していく。 ○ 自殺総合対策東京会議 ○ 自殺防止に関する普及啓発 ○ ゲートキーパーの養成 ○ こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築 ○ 自殺未遂者に対する支援 ○ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ○ LINE を活用した自殺相談の実施 ○ 自死遺族に対する支援 ○ 職域向け自殺防止対策事業の実施 ○ 地域自殺対策強化交付金の活用 ＊ 夜間こころの電話相談事業（精神保健福祉相談）	
これまでの経過	平成19年度 事業開始 平成19年7月 自殺総合対策東京会議を設置 平成21年3月 東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を策定 平成21年12月 東京都地域自殺対策緊急強化基金を設置 平成25年11月 東京における自殺総合対策の基本的な取組方針を改正 平成28年3月 自殺対策基本法の改正 平成29年4月 東京都地域自殺対策推進センターの設置 平成29年7月 自殺総合対策大綱の改正 平成30年6月 東京都自殺総合対策計画の策定 令和5年3月 東京都自殺総合対策計画（第2次）の策定	
現在の進行状況	○ 自殺総合対策東京会議 令和6年度は、自殺総合対策東京会議を1回、計画評価部会を1回、重点施策部会を1回開催 ○ 自殺問題に関する普及啓発 令和6年9月及び令和7年3月に「自殺防止！東京キャンペーン」を実施 ○ ゲートキーパーの養成 区市町村が実施するゲートキーパー養成研修の支援（企業向けゲートキーパー手帳及び動画の作成等）や、一般診療所の医師等のハイリスク者に出会いやすい専門職に対するゲートキーパー養成研修を実施 ○ こころといのちの相談・支援 東京ネットワークの構築 各特別区及び多摩地域の各二次保健医療圏における地域ネットワークの構築を推進 ○ 自殺未遂者に対する支援 自殺未遂者支援研修を救急医療機関及び区市町村の職員等に対して実施 救急医療機関等と連携した未遂者支援事業「こころといのちのサポートネット」を運営。令和6年度から自殺リスクの高い子供への対応力を強化	

現在の進行状況	○ 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～の実施 相談者の死にたい気持ちを受け止め、必要に応じて地域の支援機関につなぐ自殺専用の電話相談を実施（受付時間は正午から翌朝午前5時30分まで） ○ LINEを活用した自殺相談の実施 若者のコミュニケーション手段として浸透しているLINEを活用した自殺相談を実施（受付時間は午後3時から午後10時30分まで） ○ 自死遺族に対する支援 身近な人を自死（自殺）で亡くした方が死別の直後から相談することのできる「とうきょう自死遺族総合支援窓口」にて、電話とメールによる相談支援を実施 ○ 職域向け自殺防止対策事業の実施 職域に対する、自殺防止やメンタルヘルス対策等への理解促進に向けた講演会を実施 ○ 地域自殺対策強化交付金等の活用 地域自殺対策強化交付金（平成27年2月創設）等を活用した区市町村等補助事業を実施 * 夜間こころの電話相談事業 精神的な不安や悩みに対する、専門職による電話相談を実施（受付時間は午後5時から午後9時30分まで）		
今後の見通し	○ 地域自殺対策強化交付金等を活用した区市町村及び民間団体の自殺対策事業の支援を行うなど、東京都自殺総合対策計画に基づく取組を推進していく。 ○ 東京都地域自殺対策推進センターとして、厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センターと緊密な連携を図り、区市町村に対して適切な助言や情報提供等を行う。		
問合せ先	保健医療局 保健政策部 健康推進課 福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課 （*夜間こころの電話相談事業）	電話	03-5320-4310 03-5320-4462